

第2号様式(第10条関係)

令和 5 年 4 月 27 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

上里 善清



令和4年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

## 令和4年度 政務活動費収支報告書

議員名 上里 善清

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	106,738	
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	793,289	
事 務 費	197,137	
人 件 費		
合 計	1,097,164	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 702,836 円



- ・議会活動報告 ポスティング代
- ・充当割合  $\frac{99.6}{100}$  政務活動以外も含む為
- ・充当額 106,738 円

お客様No. 006463

営業 000601

# 領 収 証

No. 163025-1

上里善清 殿

日 付	2022年03月30日
金 額	¥107,167※

上記の通り正に領収致しました。

■入金内訳

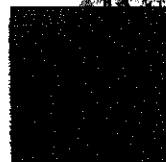
内 訳	金 額	摘 要
現 金	¥107,167	ポスティング

丸正印刷株式会社

〒 903-0211

沖縄県西原町小那覇1215番地

TEL 098-835-8181 FAX 098-835-8184



# 広報紙充当可能割合確認票

議員名

上里善清

広報紙名	紙面割合
ウエザト善清議 会活動報告 (2021年～2022 年)	●全体面積： $25.7\text{cm} \times 36.3\text{cm} \times 2\text{面} = 1865.8\text{cm}^2$ ●充当対象外記事：面積計＝ $7.4\text{cm}^2$ ① $11.8\text{cm} \times 0.5\text{cm} = 5.9\text{cm}^2$ ② $3\text{cm} \times 0.5\text{cm} = 1.5\text{cm}^2$ ●充当可能割合： $1 - (7.4\text{cm}^2 / 1865.8\text{cm}^2) = 0.996 \approx 99.6/100$ 以下

## 2022年 代表質問



### ご挨拶

ハイサイグスーヨウ チユウウガナビラツネヒージャー  
チャーガンジュウアッチミセービガ ヤーサイ  
県議会議員のウエザト善清です。

2020年県議会議員選挙において皆様方のご支援のおかげで当選  
させていただき、日々議会活動に頑張っております。議会においては  
現在8人で会派を結成「ていーだ平和ネット」で活動しております。

今年2022年度、沖縄県は本土復帰50周年の節目を迎える。復帰  
してインフラの整備は飛躍的に改善したが、依然として県民所得は  
全国最下位の状況にあります。基地の問題・経済構造の課題・貧困  
問題等改善すべき課題(特に貧困問題等)は多々あり改善に取り  
組む必要があります。他、首里城の再建・豚熱対策・コロナ問題の  
対策・軽石被害の解決等課題が山積しています。県は県民の命と  
暮らしを改善するため「新たな振興計画」策定しました。全国で魅力  
を感じる所は何処かとのアンケートで沖縄は3番目に挙げられて  
おります。県民の皆様自信を持ちましょう。

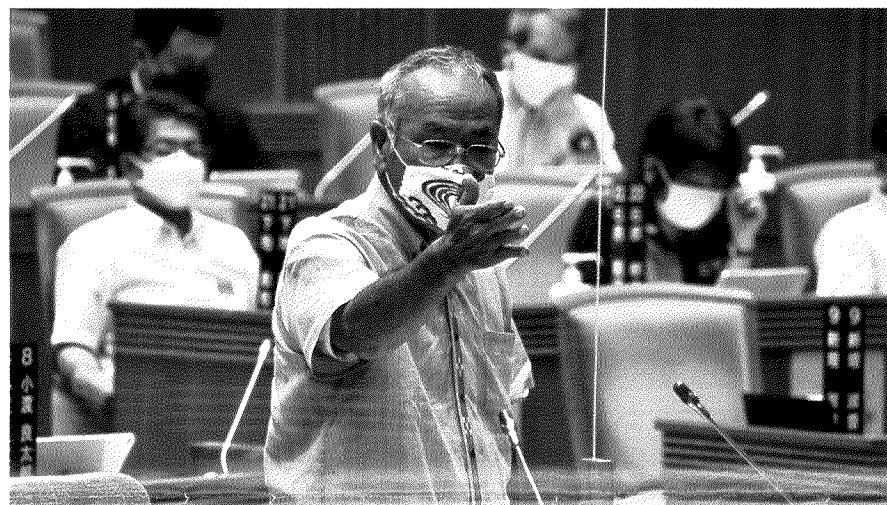
私も掲げた課題の解決に向け全力で取り組んでまいり所存で  
あります。今後とも皆様方のご指導・ご鞭撻をくださいます様  
宜しくお願い致しまして、ご挨拶といたします。

ユタサルグト ウニゲーサビラ

## 定例議会



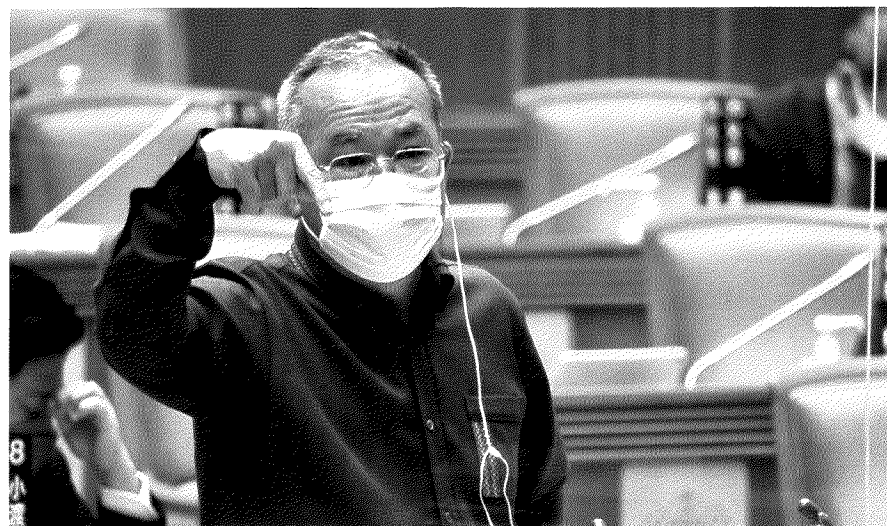
県議会 2021年 6月議会一般質問



県議会 2021年 9月議会一般質問



県議会 2021年 11月議会一般質問

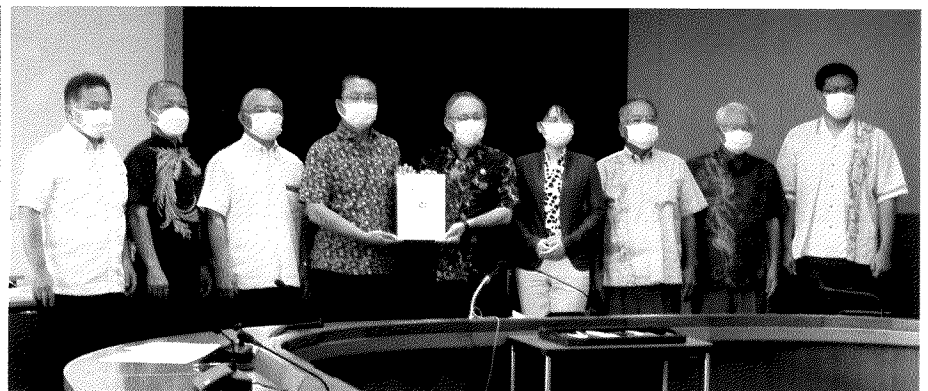


県議会 2022年 11月議会一般質問

# 要請行動



コロナ対策提言(会派 ていーだ平和ネット)



観光産業の再興策 緊急提言

## 東京要請行動 (軽石被害の支援要請)



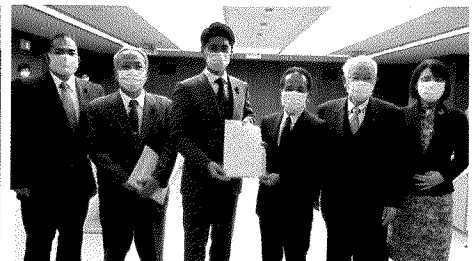
環境省



内閣府



農水省



防衛省

## 6月定例議会(2021年6月)

### ①重要土地規制法について

憲法で保障された表現の自由、市民活動の自由、プライバシー権、財産権、私権制限を規制する重要土地規制法は欠陥法であると思うが見解を伺う。

### 答え 知事公室長

防衛関係施設や国境離島の機能を阻害する土地の利用を防止するのが目的ではあるが、思想信条の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が制限される恐れがあり問題がある。

### 【他の質問】

### ②日米地位協定の抜本的改定について

### ③サンライズベルト構想

①マリンタウンMICE施設整備について ②臨空・臨港型産業の形成について ③ITイノベーション拠点の形成について ④サンライズポートの形成について ⑤交通ネットワークについて ⑥東海岸地域の魅力を生かした観光の展開について ⑦良好な土地利用について。

## 12月定例議会(2021年12月)

### ①第32軍司令部壕の保存・公開について

沖縄を捨て石とする命令はこの壕から発せられた。真相を次世代へ伝える戦争遺跡として保存公開する必要がある。公開に向けての方針と課題について伺う。

### 答え 子ども生活福祉部長

第32軍司令部壕は、平和の尊さを次世代に伝えるうえで重要な戦争遺跡であります。公開に当たっては安全性の確保が課題であり、技術的な議論を踏まえ検討します。

### 【他の質問】

### ②基地返アクションプランについて

### ③新たな振興計画と令和4年度予算について

### ④首里城再建において県内の伝統工芸者育成と建設技術者の活用について

### ⑤地球温暖化の取り組みについて

### ⑥医療・福祉関係の待遇改善の取り組みについて

### ⑦ヤングケアラーの取り組みについて

### ⑧世界のうちなーんちゅ大会の取り組みについて

## 9月定例議会(2021年9月)

### ①国立大学法人琉球大学上原地区キャンパス跡地利用について

西原町の医療向上のため、地権者は当時の価格坪5ドルで譲度した経緯がある。移転に伴う跡地利用についてどのようになっているか伺う。

### 答え 総務部長

総合事務局、沖縄県、西原町で跡地利用将来ビジョン検討委員会において協議をしている。令和4年4月以降に策定に取り組みます。

### 【他の質問】

### ②普天間基地からのPFOS放出について

### ③安心・安全について

①危険な盛り土の対応策。 ②地すべり地域の対応策。 ③河川氾濫の対応策(小波津川の upstream 部分の拡幅)。

### ④国道329バイパス延伸の進捗状況について

### ⑤辺野古新基地建設について

### ⑥公契約条例の理念型から規制型への取り組みについて

### ⑦新型コロナウイルス対策について

①PCR検査の強化策とワクチン接種の取り組みについて ②経済活動再開に向けたワクチン接種・陰性証明書の認定制度について ③飲食業、旅行・宿泊業、エンターテインメント業の支援と解雇された人への支援策 ④医療従事者の待遇改善について

### ⑧青パト事業について

## 2月定例議会(2022年2月)

### ①軽石問題について

軽石の漂着・漂流により漁業及びビーチ沿いのホテルやマリッジャーなど観光産業に深刻な被害が出ている。迅速な支援が必要である県としての取り組みを伺う。

### 答え 文化観光スポーツ部長

軽石の回収を実施するビーチや海岸等を回収に取り組むとともに影響を受けた事業者への取り組みを検討します。

### 答え 農林水産部長

被害を受けた漁業者にエンジンの濾機等の支援を行ってまいります。

### 【他の質問】

### ②戦没者遺骨収集について

### ③倉敷ダムでのドラム缶の回収・不発弾の処理について

### ④那覇軍港におけるMV22オスプレイ・CH53輸送ヘリの訓練について

### ⑤新たな振興計画について

①MICE施設の基本計画について ②鉄軌道導入の取り組みについて ③LRT導入の取り組みについて ④公共工事の地元企業優先発注と沖縄県内産品自給率向上策について ⑤観光産業の復興策について ⑥子どもの貧困対策について ⑦ジェンダー平等の推進について ⑧健康寿命の取り組みについて

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(令和4年4月～令和5年3月分)月額60,150	721,800	全額	721,800
5/16	事務所電気料金 令和4年4月分	2,450	全額	2,450
6/13	事務所電気料金 令和4年5月分	3,240	全額	3,240
7/13	事務所電気料金 令和4年6月分	9,816	全額	9,816
8/15	事務所電気料金 令和4年7月分	4,393	全額	4,393
9/13	事務所電気料金 令和4年8月分	8,271	全額	8,271
10/14	事務所電気料金 令和4年9月分	4,895	全額	4,895
11/14	事務所電気料金 令和4年10月分	2,450	全額	2,450
12/13	事務所電気料金 令和4年11月分	2,481	全額	2,481
1/17	事務所電気料金 令和4年12月分	2,694	全額	2,694
2/13	事務所電気料金 令和5年1月分	1,715	全額	1,715
3/13	事務所電気料金 令和5年2月分	1,855	全額	1,855
4/14	事務所電気料金 令和5年3月分	2,089	全額	2,089
毎月払	事務所水道料金 令和4年4月～令和5年3月分	25,140	全額	25,140
事務所費 充当合計				793,289



4- 5- 6 振出	*60,150家賃	4月
4- 6- 6 振出	*60,150家賃	5月
4- 7- 6 振出	*60,150家賃	6月
4- 8- 8 振出	*60,150家賃	7月
4- 9- 6 振出	*60,150家賃	8月
4-10- 6 振出	*60,150家賃	9月
4-11- 7 振出	*60,150家賃	10月
4-12- 6 振出	*60,150家賃	11月
5- 1- 6 振出	*60,150家賃	12月
5- 2- 6 振出	*60,150家賃	1月
5- 3- 6 振出	*60,150家賃	2月
5- 4- 6 振出	*60,150家賃	3月

合計 721,800

政務活動の為、全額充当

事務所費

- ・電気料金 (令和4年4月～令和5年3月分)
- ・充当割合  $\frac{\text{全額}}{\text{全額}}$  政務活動の為
- ・充当額 46,349 円

4- 5-16 振出	*2,450 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 5ツキ 4月
4- 6-13 振出	*3,240 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 6ツキ 5月
4- 7-13 振出	*9,816 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 7ツキ 6月
4- 8-15 振出	*4,393 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 8ツキ 7月
4- 9-13 振出	*8,271 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 9ツキ 8月
4-10-14 振出	*4,895 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク10ツキ 9月
4-11-14 振出	*2,450 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク11ツキ 10月
4-12-13 振出	*2,481 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク12ツキ 11月
5- 1-17 振出	*2,694 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 1ツキ 12月
5- 2-13 振出	*1,715 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 2ツキ 1月
5- 3-13 振出	*1,855 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 3ツキ 2月
5- 4-14 振出	*2,089 <sup>6</sup> オキナワテ"ソリヨク 4ツキ 3月

事務所費

・水道料金 (令和4年4月～令和5年3月分)

・充当割合  $\frac{\text{全額}}{\text{政務活動の為}}$

・充当額 25,140 円

4- 5-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ04ツキ	4月
4- 6-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ05ツキ	5月
4- 7-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ06ツキ	6月
4- 8-22 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ07ツキ	7月
4- 9-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ08ツキ	8月
4-10-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ09ツキ	9月
4-11-21 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ10ツキ	10月
4-12-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ11ツキ	11月
5- 1-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ12ツキ	12月
5- 2-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ01ツキ	1月
5- 3-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ02ツキ	2月
5- 4-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ03ツキ	3月

# 事務所概要申告票

議員名 上里善清

1. 物件の所在

住所	中頭郡西原町字翁長 240-4	
電話番号	098-943-4101	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [ ドリームハウス ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上里善清



賃貸人 氏名



住所



# 事務所費充当状況申告票

議員名 上里善清

1. 事務所の状況

住所	中頭郡西原町字翁長 240-4
----	-----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみの方

(関係経費)

家賃(月額)	¥60,000	円
その他	手数料 ¥150	円
		円

(充当額)

家賃(月額)	¥60,000	円
その他	手数料 ¥150	円
		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上里善清



# 貸室賃貸借契約書

期間 自 令和2年7月1日  
至 令和4年6月30日

名称 こぼこぼつ

賃貸人 

賃借人 上里 善清

〒903-0124 沖縄県西原町字呉屋102-2

## ドリームハウス

TEL (098) 946-3553

FAX (098) 946-3646

## 事業用賃貸借契約書

この度、賃貸人 XXXXXXXXXX (以下甲という) と

賃借人 上里善清 (以下乙という) は  
次の通り貸室賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書 2 通を作成し、  
記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

物件所在地 中頭郡西原町字翁長 240-4

名 称 こーぼこはつ

構 造 鉄筋コンクリート造 3階建 1 階 101号室 (12坪)

### 第1条 (目的)

令和 2 年 7 月 7 日、甲は上記表示の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

乙は賃借物件を 事務所 の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借期間)

賃貸借の期間は、令和 2 年 7 月 1 日から

令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。

但し、契約期間が満了する 30 日前までに甲・乙又はその一方から何等の申し出がないときには、この契約は同一の条件で更新するものとする。

### 第3条 (賃料)

- 賃料は 1 ヶ月金 60,000 円 共益費金                      円  
駐 車 料 金           0           円とし、賃借人は毎月 1 日までに  
当月分を賃貸人の指定する方法で支払うものとする。但し、その  
賃料が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の貸室賃料との

比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料の増減をすることができる。

#### 第4条 (延滞害金)

乙が賃等の全部又は一部の支払いを延滞した場合、延滞した日数が15日を過ぎた場合は、一律1,000円の遅延損害金を甲に支払う。

#### 第5条 (敷金・礼金)

1. 乙は敷金として金 60,000 円、礼金として金        円を甲に支払い甲はこれを受領した。
2. 敷金返還の時期は、乙がすべての精算及び明け渡しを完了した後とし、その 10 割を返還する。但し、契約未満の退去に関しては敷金没収とする。
3. 敷金の返還は乙の本件貸室退後、現状回復のための検査、・見積後とする。但し未納家賃その他債務があればこれらを返還すべき敷金の中から差引いたうえ退去後30日以内に残金を返還する。
4. 乙は前項の場合以外、敷金をもって本契約に関する支払いに充当することはできない。敷金には利息をつけない。

#### 第6条 (転貸等の禁止)

乙は賃借権を第三者に転貸又は譲渡ししてはならない。これに違反した場合、甲は即時本契約を解除することができる。その際、乙は即時本件貸室を完全に明け渡さなければならない。

#### 第7条 (建物付属設備の設置)

乙は本物件に内装工事や模様替え等を行ってはならない。但し、甲の同意を得ればこの限りではない。その費用は乙が負担する。

#### 第8条 (立ち入り点検)

甲又はその代理人は、建物の保全、放火、防犯、救護等に関し、必要ある時は、本物件内に立ち入り必要な処置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければならない。



## 第9条 (棄損等による賠償責任)

乙、又はその使用人及び乙に関わる者が、本物件・その付属並びに共用部分を毀損または滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

## 第10条 (契約の解除)

乙が次の場合の1つに該当した時は、甲は何等の通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求めることができる。

1. 2カ月以上、賃料の支払いを怠った時。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると甲が判断した時。
3. 乙又はその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められる団体(暴力団過激な政治活動集団)関係者であり、且つ近隣住居者の平穩を害する恐れのある行為があった時。
4. 騒音その他、甲及び近隣に迷惑となる行為をした時
5. 無断で本物件から退去した時、又は正当な事由なく2カ月以上本物件を使用しない時。
6. 乙が甲の書面による事前の承諾なく本物件を第3者に転貸し、又は当該賃借権を譲渡した時。
7. 本物件を第1条の事業以外の用に供したとき。
8. 契約に際し、乙又は連帯保証人の提出した契約書及び添付書類等に虚偽があったとき。
9. 銀行取引の停止又は破産手続き・民事再生手続き・会社更生手続き等の開始があった時。

## 第11条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は、次の通りに従って賃借物件を明け渡すものとする。

1. 乙は退去に伴う電力、ガス、水道代等の最終料金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行う。
2. 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備及び乙所有の物品を乙の費用を以て収去し、本契約締結時の現状に復するとともに建物内外の清掃及び、ゴミ、汚物等の撤去処理をして明け渡すこと。

3. 乙が賃貸物件を現状に復さない時は、甲は自力で諸造作設備等を撤去し、その費用は乙が負担とする。
4. 前項の定めに関わらず、甲は、乙が改造等をした部分について乙との話し合いにより、無償にて存置せしめることができるものとする。
5. 乙が賃借物件を明け渡した後に、残した物品がある時は、その所有権を放棄したものとみなして、任意に処分しても乙は一切異議を述べない。
6. 本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、本契約終了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料相当額ならびに電気、ガス、水道料金等甲が破った損害等を賠償しなければならない。
7. 乙は明け渡しに際し、その事由、面目の如何にかかわらず、移転料、立退料、権利金等一切の請求をすることができない。

#### 第12条 (契約期間中の修繕)

1. 甲は第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない
3. 本物件内に破損個所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙はこれを賠償する。

#### 第13条(乙からの解約)

1. 乙は甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

第14条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は本契約条項を承諾の上、乙の甲に対する本契約に係る一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 乙が行方不明等により連絡が取れない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人とともにすべての処置を行う

第15条 (紛争処理)

本契約について甲乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。

尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄裁判所にて行うものとする。

第16条 (特約条項)

1. 乙は本物件に付属する駐車場の使用方法について、甲の指示に従う
2. 本物件退去に際し、室内の清掃費用は乙負担とする。

令和 3 年 4 月 26 日

貸 貸 人 (甲) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

貸 借 人 (乙) 住 所 西原町字兼久 267-3

氏 名 上里善清

連 帯 保 証 人 住 所 [REDACTED]  
(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名 [REDACTED]

連 帯 保 証 人 住 所 [REDACTED]  
(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名 [REDACTED]

仲 介 人

〒903-0124  
沖縄県西原町字呉屋 102 の 2  
ドリームハウス  
TEL 946-35  
宅地建物取引主任者 [REDACTED]

統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分                           事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	コピー機リース料(令和4年4月～令和5年3月分)月額11,000	132,000	全額	132,000
5/2	事務所電話料金(令和4年4月分)	6,164	全額	6,164
5/31	事務所電話料金(令和4年5月分)	6,166	全額	6,166
6/30	事務所電話料金(令和4年6月分)	6,166	全額	6,166
8/1	事務所電話料金(令和4年7月分)	6,166	全額	6,166
8/31	事務所電話料金(令和4年8月分)	4,239	全額	4,239
9/30	事務所電話料金(令和4年9月分)	6,201	全額	6,201
10/31	事務所電話料金(令和4年10月分)	6,184	全額	6,184
1/4	事務所電話料金(令和4年11月・12月分)	7,827	全額	7,827
2/28	事務所電話料金(令和5年1・2月分)	9,860	全額	9,860
3/31	事務所電話料金(令和4年13月分)	6,164	全額	6,164
事務費 充当合計				197,137

事務費
-----

- ・コピー機リース料 (令和4年4月～令和5年3月分)
- ・充当割合  $\frac{\text{全額}}{\text{全額}}$  政務活動の為
- ・充当額 132,000 円

4- 5- 6 振出	*11,000円-7°ファイナンス	4月
4- 6- 3 振出	*11,000円-7°ファイナンス	5月
4- 7- 4 振出	*11,000円-7°ファイナンス	6月
4- 8- 3 振出	*11,000円-7°ファイナンス	7月
4- 9- 5 振出	*11,000円-7°ファイナンス	8月
4-10- 3 振出	*11,000円-7°ファイナンス	9月
4-11- 4 振出	*11,000円-7°ファイナンス	10月
4-12- 5 振出	*11,000円-7°ファイナンス	11月
5- 1- 4 振出	*11,000円-7°ファイナンス	12月
5- 2- 3 振出	*11,000円-7°ファイナンス	1月
5- 3- 3 振出	*11,000円-7°ファイナンス	2月
5- 4- 3 振出	*11,000円-7°ファイナンス	3月

事務費
-----

- ・事務所電話料金 (令和4年4月～令和5年3月分)
- ・充当割合 全額 政務活動の為
- ・充当額 65,137 円

4- 5- 2 振出	*6,164NTT 0079717804 4月
4- 5-31 振出	*6,166NTT 0079717804 5月
4- 6-30 振出	*6,166NTT 0079717804 6月
4- 8- 1 振出	*6,166NTT 0079717804 7月
4- 8-31 振出	*4,239NTT 0079717804 8月
4- 9-30 振出	*6,201NTT 0079717804 9月
4-10-31 振出	*6,184NTT 0079717804 10月
5- 1- 4 振出	*7,827NTT 0079717804 11月 12月
5- 2-28 振出	*9,860NTT 0079717804 1月 2月
5- 3-31 振出	*6,164NTT 0079717804 3月